

# 基礎研 レター

## 3月期決算の会社が多いというのは本当か、またその理由は？

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

私自身はアクチュアリーという専門職でもあったことで、若い頃は保険会社の決算関係部門に所属していた。当研究所に入社する前も、保険計理人という職務に8年間就いていたことから、毎年4月下旬～5月上旬においては、大変忙しい時期を迎えていた。特に、5月の連休明けに向けて、ゴールデンウィークも出勤せざるをえない状況で、あまりゴールデンウィークを心穏やかに過ごした記憶がない。これというのも、保険会社の事業年度が4月から3月までで、3月末に決算を迎えることになるからである。

さて、日本においては、3月期決算の会社が多いと言われているが、それは本当だろうか。また、そうだとした場合、なぜ日本の会社は3月期決算が多いのだろうか。今回は、日本の会社における決算期についての話題を報告する。

### 2—本当に3月期決算の会社が多いのか

一般的には、4月から5月にかけて、決算発表のニュース・記事をよく見かけることから、かなり大多数の会社が3月期決算ではないか、とのイメージがあると思われる。

ところが、実際に、国税庁が公表している統計情報の「決算期別の普通法人数」<sup>1</sup>によれば、平成29年度において、年1回決算の場合<sup>2</sup>の、事業年度終了月別の分布は、次ページの図表の通りとなっている。

これからわかるように、3月期決算の申告法人数の割合は全体の19.0%で、確かに12ヶ月の中では最も割合が高いが、我々がイメージしているほどの多さではない。次に多いのが9月期決算で10.8%、そして12月期決算の10.2%が続いている。

<sup>1</sup> [www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/hojin2017/pdf/04\\_hojinsu.pdf](http://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/hojin2017/pdf/04_hojinsu.pdf)

<sup>2</sup> 決算は必ずしも年に1回にしなければならないというわけではなくて、半年毎の年2回やそれ以上行うことも認められるが、実際には各種の事務・費用負担等から、99.3%の法人が年1回決算としている。

また、決算期の会社の割合が少ない月としては、11月が最も少なく3.6%、1月も3.6%、これに10月の4.7%が続いている。これらの3つの月以外は、ほぼ7%程度以上の割合となっている。

これからみると、決算期は結構各月に分布していることがわかる。

### 決算期別の普通法人数(平成29年度 年1回決算法人の場合)

事業年度 終了月	申告法人数		うち資本金 1億円以上		うち資本金 100億円超	
		割合		割合		割合
4月	190,515	7.1%	548	1.8%	4	0.4%
5月	221,876	8.2%	845	2.8%	11	1.1%
6月	261,993	9.7%	1,382	4.7%	12	1.2%
7月	204,854	7.6%	528	1.8%	4	0.4%
8月	235,653	8.7%	761	2.6%	5	0.5%
9月	292,541	10.8%	1,792	6.0%	11	1.1%
10月	127,901	4.7%	500	1.7%	5	0.5%
11月	96,515	3.6%	501	1.7%	10	1.0%
12月	275,404	10.2%	4,870	16.4%	134	13.9%
1月	97,385	3.6%	589	2.0%	12	1.2%
2月	180,027	6.7%	1,262	4.3%	42	4.4%
3月	511,904	19.0%	16,103	54.3%	715	74.1%
計	2,696,568	100.0%	29,681	100.0%	965	100.0%

(※) 国税庁統計情報より筆者作成

ただし、このような幅広い分布状況になっている理由は、中小法人が含まれているからである。

そこで、一定金額以上の資本金を有する会社の状況もみている。これによれば、確かに「資本金が1億円以上」の会社の場合には、3月期決算の会社の割合が54.3%となり、さらに、「資本金が100億円超」の会社の場合には、3月期決算の会社の割合が74.1%となる。この状況は我々が一般的にイメージしているものに近いといえるだろう。また、12月期決算の会社の割合が、「資本金が1億円以上」では16.4%、「資本金が100億円超」では13.9%で、いずれにおいても2番目に多くなっている。

一般的に、「上場企業の約7割が3月期決算で、その次に12月期決算が多くなっている。」と言われているが、上記の図表がほぼこのことを示している。

## 3—なぜ3月期決算の会社が多いのか

決算期については、会社が1年以内で自由に決定することができる。月末である必要もなく、月内の例えば、会社の創業日を事業年度の開始日とすることもできる。ところが、実際には3月期決算の会社が多い。これは、主として以下の理由によっている。

### 1 | 国や地方公共団体等の公的機関の会計年度(fiscal year)との関係

最大の理由は、「国や地方公共団体等の公的機関の会計年度が4月から3月まで」となっていることに関係している(国の会計年度がなぜ4月から3月までとなっているのかについては、次回の基礎研レターで報告する)。

公的機関の会計年度が4月から3月までということから、当然に国の予算編成や実際の支出等もこ

の会計年度に合わせて、計画や執行が行われていくことになる。結果として、特に公的機関との取引が多い会社等では、会社の事業年度をこれらに合わせておくことが、会社の業務運営上いろいろな意味において望ましいということになる。

## 2 | 税制改正等との関係

さらに、国の会計年度が4月から3月までということから、各種の制度改正、特に会計と関わりの強い「**税制改正の時期が4月から**」ということが多い。事業年度の途中で税制改正が行われて、経理処理の方法が変更になることは業務の煩雑さを招くことになり、望ましくないことになる。

例えば、これまでの消費税の導入や税率変更は4月1日に行われている（①消費税導入：1989年4月1日、②3%から5%に引き上げ：1997年4月1日、③5%から8%に引き上げ：2014年4月1日）。ただし、今年度に予定されている8%から10%への引き上げは2019年10月1日ということになっている。

## 3 | 教育機関の学校年度 (school year 又は academic year) との関係

小中高等学校や大学等の教育機関の学校年度は4月にスタートして3月に終了することになっている。このため、新卒社員の入社は4月の場合が殆どになっており、この時期に合わせて、会社の人事異動や人事評価が行われているケースが多い。特に営業部門等は年度の区切りに基づいた実績に基づいて、人事評価がなされることになる。従って、会社の事業年度を4月にすることは、日本においてそれなりの意味があることになる。

なお、以上の理由に加えて、以前は特に「**株主総会への対策**」といった観点から、3月期決算にして、株主総会を多くの企業が集中する6月下旬等に設定しておきたいとのインセンティブが働いていたと言われている。

## 4—会社の事業年度はどのような要素で決まっていくのか

それでも、必ずしも殆どの会社が3月期決算というわけでもないのはなぜか。これは、それぞれの会社や業界を巡る事情が異なっていることによる。例えば、以下のような要素が考えられる。

### 1 | 業務の繁忙期との関係

決算期は、各種の決算書類の作成や法人税の申告書類の作成（決算日から2ヶ月以内に申告・納付を行う必要がある）等で会計部門はかなり多忙な時期を迎えることになる。また、生産・販売部門も棚卸し等の作業が発生してくる。中小法人の場合には、社長等の経営幹部も決算に深く関係して、各種の判断や対応を求められることにもなる。従って、このような時期と会社固有の本来的な業務の繁忙期が重なることは望ましくない、と考えられることになる。

### 2 | 売上げの計上時期との関係

会社の大きな収益の源泉となる売上げについては、季節ごとに大きく異なっているケースが多い。この場合、こうした売上げが大きくなる時期を決算内にできるだけ早く取り込むかどうかは1つの判断基準になってくる。

大きな売上げが上がる月を決算内に取り込んだ場合、業績の進展や収支の向上等の状況を外部の投資家等の利害関係者に早期に訴求できることになる。また、こうすることで、開業から間もない会社で、収支状況が厳しい会社等は、収支を黒字の方向にもっていける可能性が高くなる。収支が赤字ではなくて黒字であることは金融機関からの融資を受ける際に大きな意味を有している。こうした観点を考慮する場合には、大きな売上げが上がる月の直後に決算期を設定することが考えられることになる。

一方で、事業年度当初の売上げが大きな時期の実績が判明していれば、その結果に応じて、その後の決算対策が行いやすい等のメリットが考えられることから、この場合には大きな売上げが上がる月の直前に決算期を設定することが考えられることになる。

さらには、資金繰りとの関係では、(決算期末の 2 か月後の) 法人税の納付等への対応を考慮した判断も必要になってくる。売上げが大きい時期の直後に決算月を設定した場合、売上げで獲得した利益やキャッシュが(決算期末の 2 か月後には) 法人税の納付等に当てられてしまい、有効に活用できなくなってしまうことにもなる。納税資金は十分に確保した上で、大きな売上げによって得られる利益やキャッシュをできるだけ有効に活用したい、との考え方に立った場合には、大きな売上げが上がる月の直前に決算期を設定することも考えられることになる。

加えて、四半期毎の業績の開示が行われるようになって、四半期毎の業績の進展状況が外部に開示される場合に、事業年度当初に大きな売上げを計上できるほうが、進捗度を高くみせることができることから、投資家への訴求力があるとの考え方もあるかもしれない。

ただし、実際にはどの月に決算期月を定めたとしても、決算期末になると、目標達成のために営業による売上げの追い込みが行われて、決算期月の売上げが結果的にかなり大きくなるケースもあるものと思われる。

### 3 | 監査法人や税理士の繁忙期との関係

決算については、監査法人や税理士にお世話になることが多いが、多くの会社が 3 月期決算としていることから、それに対応した時期が忙しくなる。これらの時期を外せば、自らの希望する監査法人や税理士への依頼ができる可能性が高くなり、監査法人や税理士からのより丁寧な対応が期待できることになるとも考えられる。

### 4 | 取引先等の決算期との関係

先に、3 月期決算の会社が多い理由として公的機関の会計年度を挙げていたように、会社の主要な取引先との関係も重要になってくる。これは、「2 | 売上げの計上時期との関係」にも関係してくることになる。

さらに、次の章で説明するように、最近 12 月期決算が多くなっていることの背景として、海外での事業展開が進んで、海外の子会社や取引先の決算期との関係等グローバルな視点での判断基準も重要な要素になってきている。

## 5—3 月以外に決算期を設定する会社はどのような理由に基づいているのか

それでは、実際に3月以外に決算期を設定している会社はどのような理由に基づいているのだろうか。  
3月以外で割合の高い、12月、9月、2月に決算期を設定しているケースについては、以下の通りである。

## 1 | 12月期決算の会社

暦に合わせて1月～12月を事業年度として設定することはある意味で自然な選択肢と考えられる。また、小規模会社の場合、個人事業を法人格に変更することも多いが、その場合個人事業としての事業年度である1月～12月をそのまま法人の事業年度として採用するケースが多く見られることになる。さらには、年末には生産や販売のラインを止めやすく、棚卸がしやすい（関係部門は年末年始が忙しいことになる）ことから、という理由も考えられる。

一方で、こうした状況とは別に、日本の会社の国際的な事業展開がますます進んでいく中において、海外においては12月期決算が多いことから、連結ベースの財務諸表の作成がしやすい、といったメリットも重要になってきている。

特に、国際的な会計基準であるIFRS（国際財務報告基準）を採択する会社が増加してきている中において、12月期決算に移行するケースも増加してきている。IFRSでは、親会社と子会社の決算期を統一するように求められる。その場合、例えば12月期決算の海外子会社と3月期決算の親会社の決算を連結するために、①親会社を12月期決算にする、②海外子会社を3月期決算にする、③子会社が親会社の決算日に仮決算を実施する、という対応策が考えられることになる。ただし、中国では12月期決算しか認められていない等の各国の会計制度の制約等も考慮して、判断していくことが求められることになる。こうした状況下で、関連会社を含めた全ての会社を12月期決算で統一する動きが見られている。

なお、「資本金が100億円超」の会社における決算期の分布について、ここ10年の推移は、以下の図表の通りとなっており、徐々に12月期決算の会社の割合が高くなってきていることがわかる。

資本金100億円超の会社の決算期月の分布の推移(年1回決算法人の場合)

事業年度 終了月	平成19年度		平成24年度		平成29年度	
		割合		割合		割合
4月	5	0.4%	4	0.4%	4	0.4%
5月	9	0.7%	7	0.6%	11	1.1%
6月	18	1.4%	17	1.6%	12	1.2%
7月	3	0.2%	3	0.3%	4	0.4%
8月	13	1.0%	7	0.6%	5	0.5%
9月	20	1.6%	20	1.8%	11	1.1%
10月	5	0.4%	2	0.2%	5	0.5%
11月	13	1.0%	12	1.1%	10	1.0%
12月	139	10.9%	135	12.5%	134	13.9%
1月	10	0.8%	14	1.3%	12	1.2%
2月	55	4.3%	46	4.2%	42	4.4%
3月	988	77.3%	816	75.3%	715	74.1%
計	1,278	100.0%	1,083	100.0%	965	100.0%

(※) 国税庁統計情報より筆者作成

## 2 | 9月期決算の会社

9月末は3月期決算の会社においては、中間決算に相当する形になるが、9月期決算の会社は先の

申告法人全体の中では2番目に多くなっている。これは、4月に人事異動等が行われることから、これと重ならないようにという考え方や、3月期に比べて、監査法人や税理士の繁忙期を回避できるという理由が考えられる。

なお、従来、上場会社は、年2回の半年決算で、3月と9月に決算を行う会社が大多数であったが、1974年の商法改正で、中間配当制度が導入され、監査期間の伸長により決算期から定時総会までの期間もまた伸長されたことに伴って、事務負担の軽減や利益の季節変動の影響を排除できる等の観点から、多くの会社が年1回の決算に移行していった<sup>3</sup>。この時に3月期決算を選択する会社が大多数であったが、先に述べたような理由もあって、9月期決算を選択した会社も一部あった。これが申告法人全体の中で9月期決算の会社が一定割合あることに関係している。

### 3 | 2月期決算の会社

小売業や流通業は2月期決算が多い。

小売業や流通業においては、2月は売上が非常に少ない閑散期にあたる。12月に冬のボーナスが支給されて、クリスマスや年末年始を迎え、12月や1月の前半に積極的な消費がなされるのに対して、その反動で1月後半からは個人の消費が落ち込むことによる。

8月も、6月や7月のボーナスの支給や7月に行われるバーゲンセールとの関係で、2月と同様な状況となる。

会社としては、忙しくない時期に、棚卸等で手続きが煩雑な決算を行ってしまいたい、という狙いがあることが背景にある。

#### (参考)日経平均株価採用 225 銘柄の決算期別分布

因みに、日本を代表する株価指標である日経平均株価に採用されている225銘柄(2019年4月1日時点)の決算期別分布は、以下の図表の通りとなっている(2019年から12月期決算に変更している「国際石油開発帝石」については、12月期決算に含めている)。

これによれば、3月期決算の会社の割合が83.1%と、「資本金が100億円超」の会社の場合の数値よりも、さらに高くなっている。これに、12月期決算の会社が12.4%で続いている。

日経平均株価構成銘柄の決算期別分布(2019年4月1日時点)

決算期	銘柄数	具体的な銘柄例	
		割合	
1月	2	0.9%	積水ハウス、東京ドーム
2月	6	2.7%	J.フロントリテイリング、セブン&アイ・ホールディングス、 ユニーファミリーマートホールディングス 高島屋、イオン、東宝
3月	187	83.1%	トヨタ、ソフトバンクグループ、NTT(日本電信電話)等
8月	1	0.4%	ファーストリテイリング
9月	1	0.4%	サイバーエージェント
12月	28	12.4%	JT(日本たばこ産業)、キャノン、花王等
合計	225	100%	—

<sup>3</sup> 先の国税庁の「決算期別の普通法人数」によれば、今でも年2回の半年決算の会社の約1/3は、3月と9月の2回決算となっている。

## 6—まとめ

以上、今回は、日本の会社における決算期を巡る状況について報告してきた。

会社の決算は、自社の業績の進捗状況や財務状況等を利害関係者に説明する絶好の機会である。決算期の定め方1つでも、会社の見え方や会社の業務全体に与える影響が大きく変わってくることにもなりかねない。決算期の設定については、機械的にではなく、戦略的な思考に基づいて判断していく必要があるといえるだろう。

以 上